

愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

平成27年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会（以下「推進協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会の事務処理は、会長が選任する事務責任者を置く。

（事務責任者）愛知県土地改良事業団体連合会事務局長

2 前項の事務責任者は、当該事務に係る愛知県農地水多面的機能推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務に係る愛知県農地水多面的機能推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号)、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成27年4月1日から適用する。